

Ryukoku University



# 日本学生支援機構奨学金

(定期 (二次) 採用・高等教育の修学支援新制度)

# 定期採用（在学採用）とは？

定期採用とは、在学中に奨学金を新規で申請する採用方式です。  
申請は大学を通して行い、申請に基づく大学からの推薦を受けて、  
日本学生支援機構が選考の上、採用の可否を決定し、大学を通じて通知します。



これから説明する手続きは、

『高等教育の修学支援新制度』

（給付型奨学金＋授業料減免）

の新規申請者向けの手続きです。

## 【対象者】

※今まで給付型奨学金を受けたことがない人。

## 【対象外】

※すでに採用されているが、適格認定により停止中の人。

9月29日～10月5日

申請書類の提出（最終日10月5日厳守！）

10月6日～21日

大学の書類チェック後、識別番号（ログインID・パスワード）を交付  
（下書き用紙と共に郵送で返却します）

期限内にスカラネット（インターネット）にアクセスし、入力申請

～10月29日  
（必着）

スカラネット入力後、下書き用紙を大学へ返却

マイナンバーに係る書類を自身で直接日本学生支援機構へ郵送

11月頃

選考

12月上旬

採否決定（ポータルサイトで通知）→ 採用者は奨学金の振込開始

12月下旬

授業料減免額の通知（大学→学生）

12月下旬～1月上旬頃

採用書類の交付 【本採用】

資料はこちらからダウンロードも可能です。（WEB上の資料と下記会場の書類は同じ）

龍谷大学HPトップ→学生生活・就職支援→学費・奨学金→News

## 【深草・大宮学舎対象】

| 日                 | 時間          | 場所                  |
|-------------------|-------------|---------------------|
| 9月13日（月）～9月28日（火） | 11:00～16:00 | 4号館 1階<br>学生部 奨学金窓口 |

## 【瀬田学舎対象】

| 日                 | 時間          | 場所                    |
|-------------------|-------------|-----------------------|
| 9月13日（月）～9月28日（火） | 11:00～16:00 | 4号館 地下1階<br>学生部 奨学金窓口 |

※上記は、申請書類の提出場所ではありません。

※土日祝は閉室

事前に申請書類を準備し、定められた下記期限内に申請書類を提出してください。

**【宛先】 龍谷大学 学生部 奨学金担当**

**【深草・大宮学舎対象】**

**〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町6 7 4号館1階**

**【瀬田学舎対象】**

**〒520-2194 滋賀県大津市瀬田大江町横谷1-5 4号館地下1階**

※「定期（二次）採用 申請書類在中」と明記してください。

※特定記録やレターパック等、配送履歴を追跡できる方法で送付してください。

※受付最終日 10月5日（火）必着！！

**原則、郵送対応**ですが、対面での受付を希望する場合は、事前に申請書類を準備し、定められた下記期限内に申請書類を提出してください。

## 【深草・大宮学舎対象】

| 日                 | 時間          | 場所              |
|-------------------|-------------|-----------------|
| 9月29日（水）～10月5日（火） | 11:00～16：00 | 22号館 4階<br>特設会場 |

## 【瀬田学舎対象】

| 日                 | 時間          | 場所               |
|-------------------|-------------|------------------|
| 9月29日（水）～10月5日（火） | 11:00～16：00 | 3号館 地下1階<br>特設会場 |

※土日祝は除く。

※受付最終日 10月5日（火）16:00（期限厳守！）

# 『高等教育の修学支援新制度』について

『高等教育の修学支援新制度』とは、経済的理由で大学への進学をあきらめないよう、2020年4月から開始された新制度です。

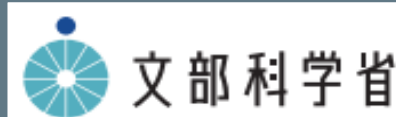
給付型奨学金の対象となれば、授業料が免除又は減額されます。



## 給付奨学金



## 授業料減免



対象者の要件は同一です。まずは、日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、採用決定後、授業料減免の認定手続きに進みます。

## まずは、進学資金シミュレーターで試算してください

### 進学資金シミュレーター

URL:<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp>



※あくまで目安を確認できるものです。  
表示された支援区分が必ずしも採用後の  
支援区分とはなりませんので注意してください。

### 日本学生支援機構(JASSO)のHP

URL:<https://www.jasso.go.jp>



### 文部科学省の特設HP

URL:<http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



- 申請及び支援の継続にあたり、適格認定を実施し、  
家計基準、成績基準を満たさない場合は支援が廃止されます。  
家計基準：毎年度10月に結果を通知  
成績基準：大学は年度末、短大は毎期末実施
- 各種手続きを期限内に行わなかった場合にも支援の停止措置があります。
- 重複受給ができない学内給付奨学金があります。
- 採用区分により、  
日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与月額に制限が生じます。
- 申込みに際して虚偽の申請が判明した場合、  
奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金の140%を一括で  
返金しなければならないことがあります。  
申請は正しく行ってください。

## 学力基準

| 在籍年数           | 学業成績等に係る基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入学後1年を経過していない人 | <p>次の①～③のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1／2の範囲に属すること</li> <li>② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること</li> <li>③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること</li> </ul>                                                                                          |
| 入学後1年以上を経過した人  | <p>次の①、②のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1／2の範囲に属すること</li> <li>② 2020年度終了時点の総修得単位数が下記の者 <ul style="list-style-type: none"> <li>新2年次（20生）：31単位以上</li> <li>新3年次（19生）：62単位以上</li> <li>新4年次（18生）：93単位以上</li> </ul> かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること</li> </ul> |

## 学業成績の基準

学業成績が下表の「廃止」の区分に該当する人は採用されません。

| 区分 | 学業成績の基準                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 廃止 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。</li> <li>②修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数（※）の5割以下であること。</li> <li>③履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。</li> <li>④次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。</li> </ul> |
| 警告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>①修得した単位数の合計数が標準単位数（※）の6割以下であること。（前の「廃止」の区分の2に掲げる基準に該当するものを除く。）</li> <li>②GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。</li> <li>③履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。（前の「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。）</li> </ul>                               |

※採用後も、修得単位数の合計（累計）が標準単位数の1割以下である場合等、学業成績等が著しく低い状況により「廃止」の判定を受けた場合、それまで受給した奨学金の返金が発生する場合があります。

※標準単位数＝卒業に必要な単位数÷就業年限×在学年数

## 収入基準

### 【第Ⅰ区分】

本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税  
(支給 (減免) 額算定基準額の合計が100円未満)

### 【第Ⅱ区分】

本人と生計維持者の支給 (減免) 額算定基準額の合計が  
100円以上 25,600円未満

### 【第Ⅲ区分】

本人と生計維持者の支給 (減免) 額算定基準額の合計が  
25,600円以上 51,300円未満

※所得要件の確認は、原則として提出されたマイナンバーにより機構が確認します。

## 資産基準

**本人及び生計維持者**の預貯金、有価証券、現金等の資産の合計額が基準額未満であること。

(不動産、負債は対象としない)

|        |       |   |         |
|--------|-------|---|---------|
| 生計維持者が | 1人の場合 | : | 1,250万円 |
|        | 2人の場合 | : | 2,000万円 |

※資産に関する証明書（通帳の写し等）の提出は不要

## その他の基準

### 【大学等への入学時期等に係る基準】

高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度末日から、大学に入学した日までの期間が2年を経過していない在学生

例) 2019年3月に高等学校を卒業→2021年度末までに大学に入学した人

### 【外国籍の方（在留資格）に係る基準】

外国籍の方は、①②③いずれかに該当すること。

- ①法定特別永住者
- ②在留資格が「永住者」、「日本人の配偶者等」または「永住者の配偶者等」である人
- ③在留資格が「定住者」であって、日本に永住する意思がある人

※申請時に在留資格を証明する書類の提出が必要です。

給付奨学生として採用されてから卒業する（修業年限の終期）まで、  
**世帯の所得金額に基づく区分と通学形態**に応じて、奨学金が支給されます。

(月額)

| 学校種別       | 区分   | 自宅通学                 | 自宅外通学   |
|------------|------|----------------------|---------|
| 大学<br>短期大学 | 第Ⅰ区分 | 38,300円<br>(42,500円) | 75,800円 |
|            | 第Ⅱ区分 | 25,600円<br>(28,400円) | 50,600円 |
|            | 第Ⅲ区分 | 12,800円<br>(14,200円) | 25,300円 |

※生活保護（受けている扶助の種類は不問）を受けている生計維持者と同居している人及び、進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

給付奨学生として採用されてから卒業する（修業年限の終期）まで、**世帯の収入・所得金額に基づく区分**に応じて、授業料が減免されます。

| 区分   | 減免額算定基準               | 減免額           |
|------|-----------------------|---------------|
| 第Ⅰ区分 | 100 円未満               | 満額（上限の範囲内）    |
| 第Ⅱ区分 | 100 円以上～25,600 円未満    | 第Ⅰ区分の減免額の 2/3 |
| 第Ⅲ区分 | 25,600 円以上～51,300 円未満 | 第Ⅰ区分の減免額の 1/3 |

## 【学費減免額の内訳】

| 学校種別 |      | 前期       | 後期       |
|------|------|----------|----------|
| 大学   | 第Ⅰ区分 | 350,000円 | 350,000円 |
|      | 第Ⅱ区分 | 233,400円 | 233,300円 |
|      | 第Ⅲ区分 | 116,700円 | 116,700円 |
| 短大   | 第Ⅰ区分 | 310,000円 | 310,000円 |
|      | 第Ⅱ区分 | 206,700円 | 206,700円 |
|      | 第Ⅲ区分 | 103,400円 | 103,300円 |

※減免額は、「前期」と「後期」で半期ごとに決定します。

**（今回申請し、採用となった場合、2021年後期授業料から減免対象となります。）**

※採用後も、毎年8月から9月頃、家計状況による支援区分の見直しが行われます。

その審査の結果、「支援対象外」となった場合、当年度の10月分から翌年度の9月までの1年間、給付型奨学金と共に、減免についても支援が「停止」されます。

**（今回申請し、採用となった場合、2022年度に支援区分の見直しが行われます。）**

# 第一種奨学金と給付型奨学金の併給調整について

第一種奨学金と給付型奨学金の両方に採用となった場合、給付型奨学金の支援区分により、第一種奨学金の貸与月額に制限がかかります。これを「併給調整」と言います。

## 【併給調整がかかった場合の第一種奨学金の振込月額】

| 学校種別 | 区分   | 自宅通学                         | 自宅外通学   |
|------|------|------------------------------|---------|
| 大学   | 第Ⅰ区分 | 0円                           | 0円      |
|      | 第Ⅱ区分 | 0円                           | 0円      |
|      | 第Ⅲ区分 | 21,700円<br>(20,000円、30,300円) | 19,200円 |
| 短期大学 | 第Ⅰ区分 | 0円                           | 0円      |
|      | 第Ⅱ区分 | 0円                           | 0円      |
|      | 第Ⅲ区分 | 22,900円<br>(28,500円)         | 17,400円 |

※生活保護（受けている扶助の種類は不問）を受けている生計維持者と同居している人及び、進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※給付型奨学金の支援区分が「第Ⅰ区分」または「第Ⅱ区分」に採用となった場合、第一種奨学金の貸与月額は0円です。

※第一種奨学金が先に採用され、給付奨学金の採用がそれよりも後の場合、支給月が重なる期間に遡って、第一種奨学金の返戻が発生する場合があります。

# 他の給付金を併せて利用する者について

以下の**給付金**を受けている期間は、**給付奨学金と学費減免が停止**となります。

- ア 教育訓練支援給付金（雇用保険法）
- イ 訓練延長給付（雇用保険法）
- ウ 技能習得手当及び寄宿手当（雇用保険法）
- エ 職業訓練受講給付金  
（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）
- オ 高等職業訓練促進給付金  
（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- カ 職業転換給付金  
（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）

※その他、龍谷大学独自の奨学金や民間財団・地方公共団体等の奨学金の中で、重複して受給できない奨学金が一部あります。

# 提出書類一覧（全員提出）

①②④⑤⑥の書類は「News」欄からダウンロードできます。

龍谷大学HPトップ→学生生活・就職支援→学費・奨学金→News

|      | 提出書類                                       | 備考                                                          |
|------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 全員提出 | ① 提出書類チェック表                                |                                                             |
|      | ② スカラネット入力下書き用紙（青色）                        | 給付型のみ申請者、給付+貸与併願者はこちらを使用。                                   |
|      | ④ 給付奨学金確認書                                 | 『給付奨学金案内』の冊子に挟み込まれています。                                     |
|      | ⑤ 授業料減免の対象者の認定に関する申請書                      |                                                             |
|      | ⑥ 修学支援の措置に係る学修計画書                          |                                                             |
|      | ⑦ 本人名義の通帳コピー<br>※口座氏名、口座番号、金融機関名、支店名記載のページ | 休眠口座、貯蓄口座不可。<br>信託銀行、農協、外資系銀行、ネットバンク（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）不可。 |

※番号は『①提出書類チェック表』に記載の順です。

※③の書類は、貸与型奨学金申請者の提出書類のため、提出は不要です。

※給付型と貸与型の併願申請者で、①②⑦の書類を提出する場合は1部のみで可。

※書類内容を確認した際、追加の書類提出を求める場合があります。

# 提出書類一覧（該当者のみ）

|       | 提出書類                                  | 備考                                                                                                           |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 該当者のみ | ⑩ 在留資格及び在留期間が明記されている証明書<br>※日本国籍以外の方  | 法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（下記書類のうち、在留資格・在留期間が明記されたいずれか1点）<br>「在留カード（コピー）」「特別永住者証明書（コピー）」「住民票の写し（原本）」等 |
|       | ⑪ 施設等在籍証明書など<br>※社会的養護を必要とする方         | 「施設在籍等証明書（原本）」<br>「児童（里親）委託証明書（コピー）」「措置解除決定通知書（コピー）」等<br>上記施設証明が出せない場合、「施設等在籍・退所証明書」                         |
|       | ⑫ 自宅外を証明する書類<br>※給付型の「自宅外」月額で申請を希望する方 | 「賃貸借契約書（コピー）」「入寮許可証（コピー）」<br>「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」                                                             |
|       | ⑬ 成績証明書<br>※2021年度編転入生の方              | 原本で提出。                                                                                                       |

※番号は『①提出書類チェック表』に記載の順です。

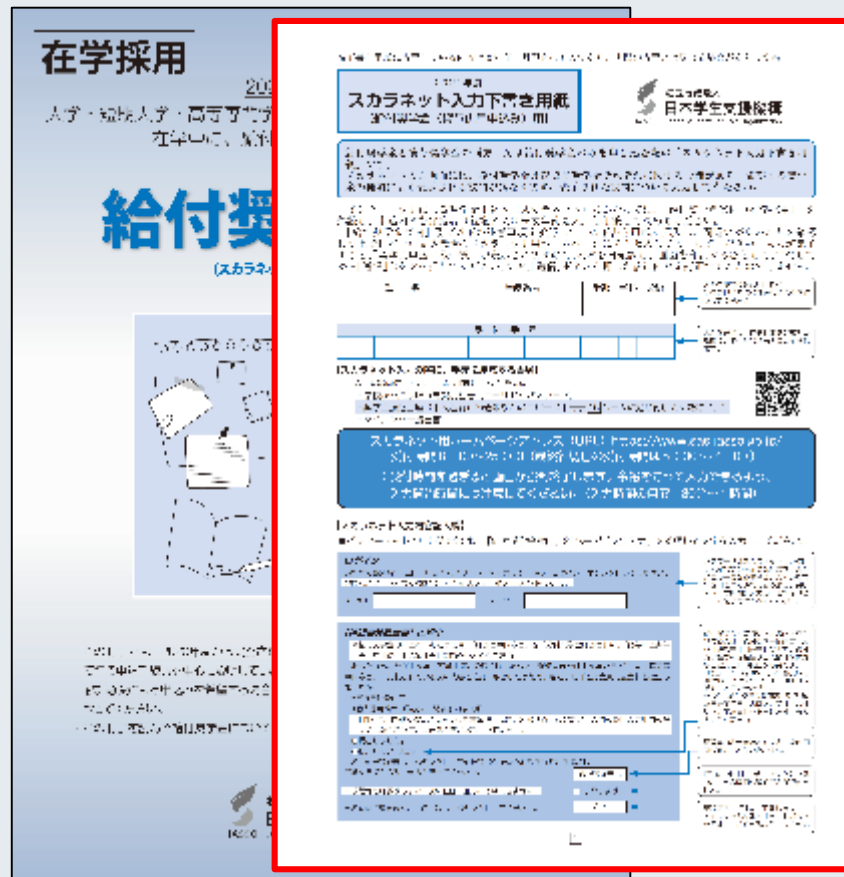
※⑧⑨の書類は、貸与型奨学金申請者の提出書類のため、提出は不要です。

※給付型と貸与型の併願申請者で、⑩⑪⑫⑬の書類を提出する場合は1部のみで可。

※書類内容を確認後、追加の書類提出を求める場合があります。

『スカラネット入力下書き用紙』に漏れなく記入の上、提出してください。

給付奨学金と併せて貸与奨学金も申請する場合、下書き用紙は青色【給付奨学金（貸与併用申込み）用】を使用しますが、貸与奨学金の内容は、『貸与奨学金案内』で確認してください。




『スカラネット入力下書き用紙』の記入例については、「News」欄の資料をご確認ください。

龍谷大学HPトップ→学生生活・就職支援→学費・奨学金→News

# スカラネットの入力（WEB上での入力申請）

大学へ申請書類を提出し、大学の承認を得て識別番号の交付を受けた者は、  
早急にスカラネット（インターネット）へアクセスし、入力申請を完了してください。

## 「スカラネット」URL

<http://www.sas.jasso.go.jp/>

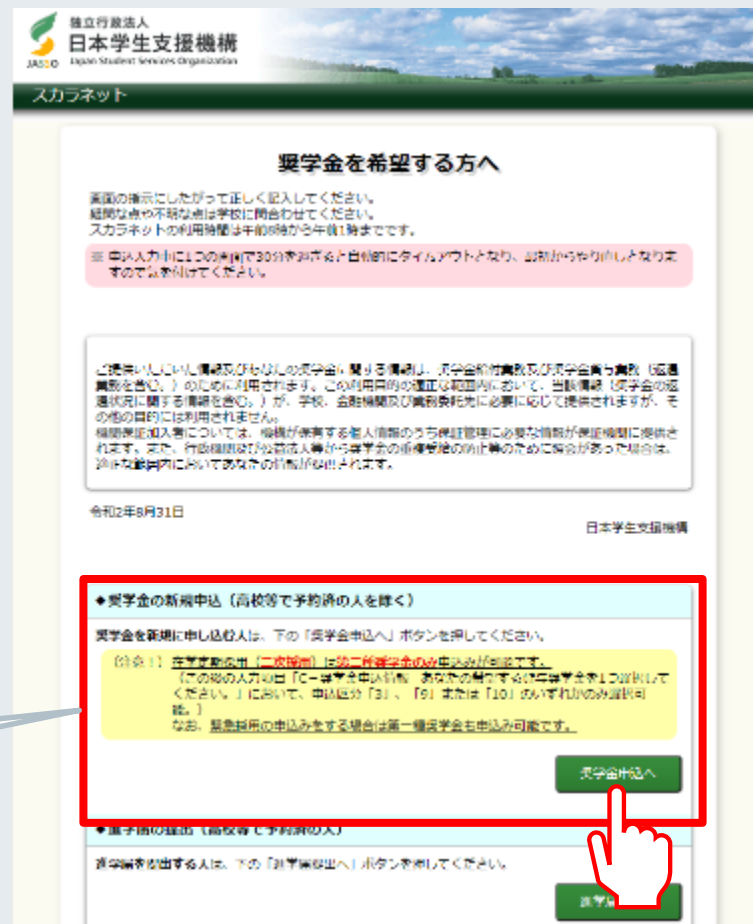
入力受付時間 8:00 ～ 25:00（最終締切日の受付時間は8:00 ～ 24:00）

スカラネットの動作環境は、以下を前提としています。

- ・ OS : Windows 系、iOS 系、Android 系
- ・ ブラウザ : Internet Explorer、Microsoft Edge、  
iOS 版 Mobile Safari、Android 版 Google Chrome

（注）上記以外の環境下においては未確認のため、動作保証されていません。

「◆奨学金の新規申込（高校等で予約済の人を除く）」を  
選択し、入力を進めてください。



独立行政法人  
日本学生支援機構  
JASSO Japan Student Services Organization

スカラネット

### 奨学金を希望する方へ

画面の指示にしたがって正しく記入してください。  
疑問な点や不明な点は学校に問合わせてください。  
スカラネットの利用時間は午前8時から午後1時まではです。

※ 申込入力中に1回のセッションで30分をお超えるよう自動的にタイムアウトとなり、自動的にやり直しとなりますのでご注意ください。

ご提供いただいた情報及びお申し込みの奨学金は、奨学金給付審査及び奨学金貸付審査（返還義務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該審査（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び貸付先等に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。  
情報提供加入書については、機構が提供する個人情報等の管理に必要情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等が奨学金の重複受給の防止等のために調査を行った場合は、当該調査結果においてあなたの情報が開示されます。

令和2年8月31日 日本学生支援機構

◆奨学金の新規申込（高校等で予約済の人を除く）

奨学金を新規に申し込む人は、下の「奨学金申込へ」ボタンを押してください。

（注意） 在学奨学金（二次奨学金）は第二種奨学金の申込みが必須です。  
（この形の入力では「C＝貸与型申込み制」あなた自身が貸与する貸与型奨学金1種を選択してください。）において、申込は「3」、「9」または「10」のいずれかのみ選択可能。  
なお、募集採用の申込みをする場合は第一種奨学金も申込み可能です。

奨学金申込へ

◆奨学金の返還（高校等で予約済の人）

奨学金を返還する人は、下の「奨学金返還へ」ボタンを押してください。

返還へ

## 【重要】

今後、奨学金に関わる連絡は、皆さん自身で

● **本学ホームページ**

● **ポータルサイト**

● **学内の掲示板**      を確認してください。

※原則、説明会の開催案内等、

個別の電話・メールは行いません。

学内の掲示板設置箇所

(深草) カフェ樹林外側の「学生部掲示板」

(大宮) 大宮文学部教務課掲示板

(瀬田) 4号館学生部前、1号館通路掲示板

見落としや忘れは、皆さん自身にとって不利になりますので、自覚と責任をもって情報入手し、手続を行って下さい。

採用後も、様々な手続きは発生します。必ず期限を守ってください。  
手続きを怠ったり、要件を満たさなかった場合は、支援が「停止」や「廃止」されることがあります。  
手続の時期や方法については、本学HP、ポータルサイト、学内の掲示板からお知らせします。

## 在籍報告（毎年4月・7月・10月）

※採用月の翌月以降の回から報告必要

在籍状況や通学状況を定期的に報告（インターネットを通じて報告）

## 適格認定（家計）（毎年10月）

家計状況により毎月の支給月額を見直します。見直しの結果、10月からの支給月額が変更（あるいは対象外）になることがあります。

なお、「家計による適格認定」については、申請時にご提出していただいたマイナンバー等を利用して、日本学生支援機構が行います。マイナンバーから収入所得の確認ができなかった人は、別途、収入所得に関する書類の提出が毎年必要です。

## 適格認定（学業）（毎年学年末）

※短大生は毎年半期（前期・後期）ごと

毎年12月～2月頃、インターネットを通じて「給付奨学金継続願」を提出。1年間の受給状況などを確認し、来年度の継続意思の確認を行います。

そのうえで、学業成績などの観点により、奨学金の継続が認められるか学校が判定し、日本学生支援機構に報告します。その報告を受けて、日本学生支援機構は奨学金の継続や打ち切り等の必要な措置を行います。

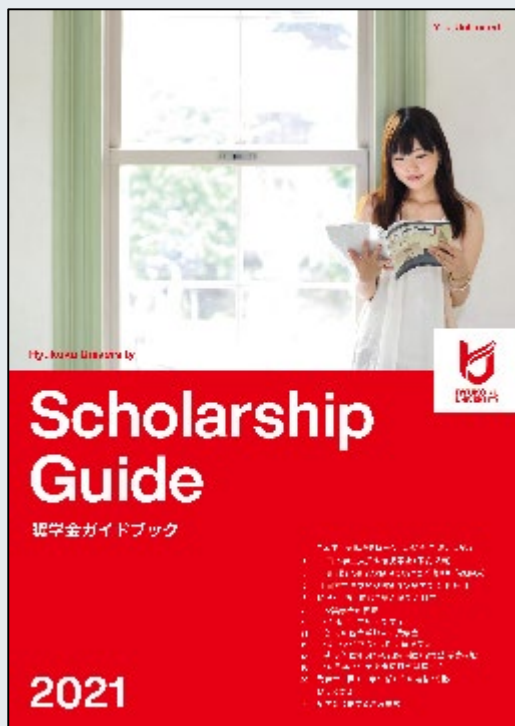
## 授業料減免の継続申請（毎年半期（前期・後期）ごと）

『高等教育の修学支援新制度』により、学費減免も併せて支援を受けている人は、「授業料減免の継続に関する申請書」を提出し、継続意思の確認を行います。その上で、学業成績などの観点により、支援の継続や打ち切り等の必要な措置を行います。

奨学金について詳しくは、ホームページまたは  
奨学金ガイドブックをご確認ください。

## ○龍谷大学の奨学金の概要（内容や金額等）

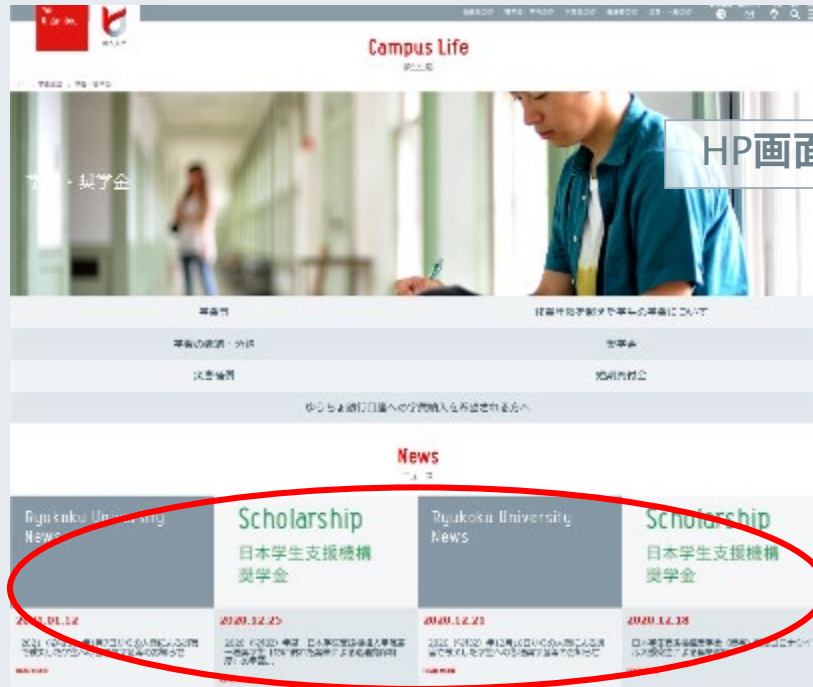
龍谷大学HPトップ→学生生活・就職支援→学費・奨学金→奨学金



奨学金ガイドブック2021年度版は、  
学生部奨学金窓口にて配布  
（HPにもPDF版を掲載）

## ○奨学金に関する最新のお知らせ（募集案内等）

龍谷大学HPトップ→学生生活・就職支援→学費・奨学金→News



HP画面



HPの「News」に最新のお知らせを掲載します。

日本学生支援機構奨学金の手続き方法や提出締切については、こちらに掲載しています。

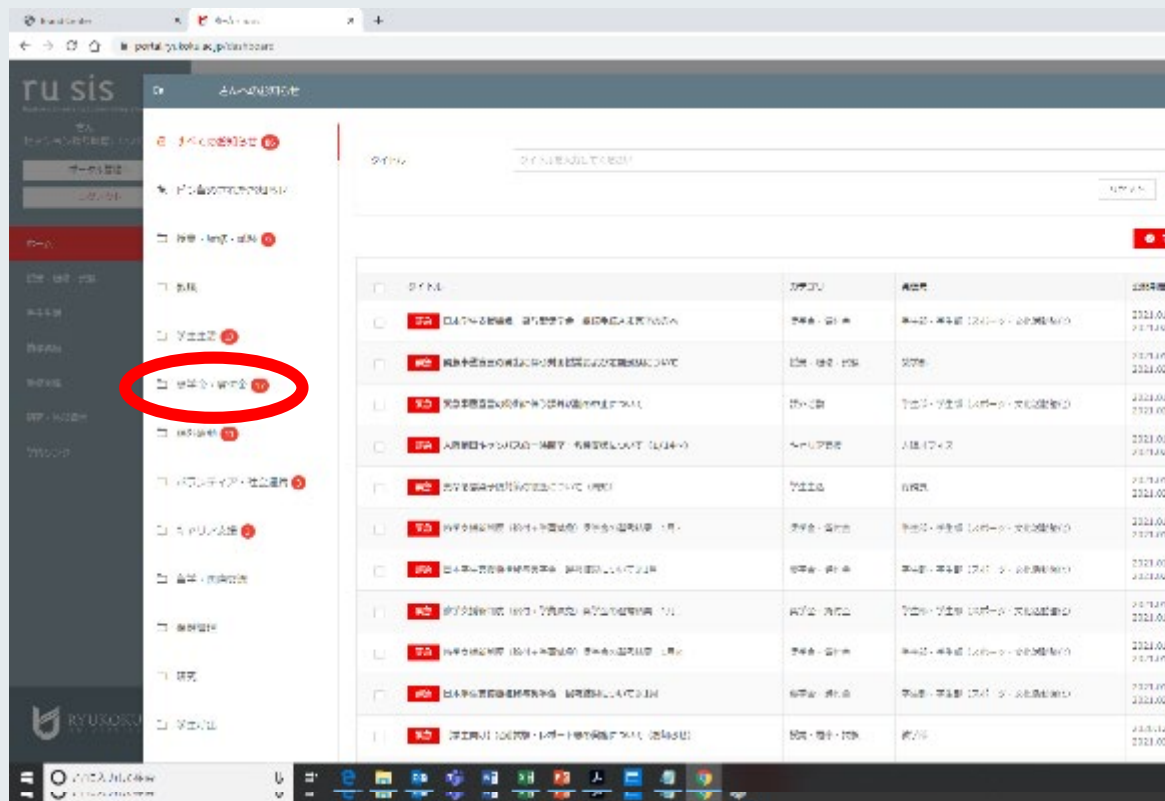
ご不明な点等がありましたらメールでお問い合わせください。

[shogakukin@ad.ryukoku.ac.jp](mailto:shogakukin@ad.ryukoku.ac.jp)

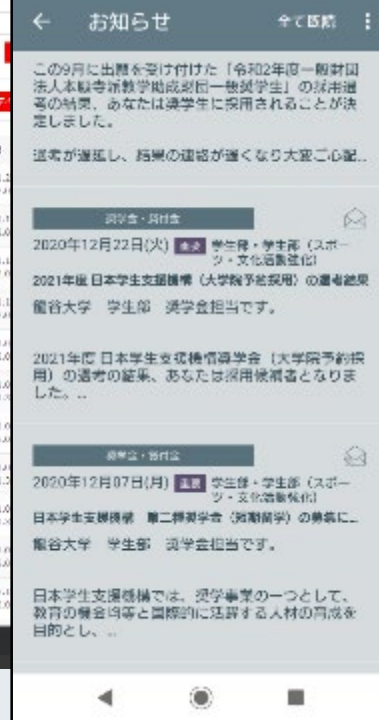
※お問い合わせの際には、どの奨学金の問い合わせか（例：修学支援新制度）、ご自身の学部（入学後は学籍番号）・氏名の記載にご協力ください。

# 奨学金についてのお知らせ（ポータルサイトの見方）

## ○奨学金に関する最新のお知らせ（募集案内等）



### ポータルアプリ (スマホ画面)



奨学金部署からのお知らせは「奨学金・貸付金」欄でご確認ください。

ポータルサイトは、スマートフォンでも確認できます。

アプリをダウンロードし、スマートフォンの「設定」から通知設定をONに変更することをおすすめします。

ポータルサイトについては、下記サイトを参照ください。

※龍谷大学ポータルサイト⇒<https://portal.ryukoku.ac.jp/login>

※龍谷大学ポータルサイトアプリサポートWEB⇒<https://ru.portal.ac/support/>



**RYUKOKU  
UNIVERSITY**